

新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

(お知らせ)

令和5年4月28日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることになりましたのでお知らせいたします。

なお、本決定を受けての当所の対応については下記のとおりです。

記

〔弘前商工会議所対応方針〕

- 1 対応理由 政府が4月27日に新型コロナウイルスの感染上の位置づけを5月8日に5類に移すことを正式決定したことから、当所の今後の運営方針について見直しを行うもの。
- 2 対応期間 令和5年5月8日（月）～
- 3 対応内容 ①所内感染対策（アクリルパネル、検温、消毒等）については5月7日をもって終了。
②新型コロナウイルス感染症に関する制限は設けない。
- 4 その他対応 マスク着用については引き続き個人の判断に委ねることとする。
- 5 対応の変更 今後の政府対応に変更が生じる際には本方針を変更する場合がある。

以 上

令和5年5月8日

弘前商工会議所